

2020年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
商法

問（1）

- ・株主総会における議決権代理行使について、代理人資格を株主に限る旨の定款規定の効力に関する判例法理（昭和43年最判）を知っているか。→310条の立法趣旨及び定款規定の目的に照らせば、定款規定それ自体は、合理的な理由による相当程度の制限であるから有効である。
- ・法人株主の代表者が、株主でない秘書に委任状を交付した場合につき、代理人資格を制限する定款規定の効力及び代理人による議決権行使の可否（昭和51年最判）を適切に判断できるか。→上述の昭和43年最判が示した規範、つまり、合理的理由による相当程度の制限、という観点から、総会かく乱のおそれがあるといえるか、議決権行使の機会を奪う結果になるかを検討する。
- ・株主総会決議の取消事由に関する判断枠組を理解しているか。具体的な取消事由に即して判断できるか。310条違反があるときは、831条1項1号にいう決議方法の法令違反となり、総会決議には取消事由がある。この場合、さらに、同条2項にいう裁量棄却の可否を検討する。

最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁

「議決権行使の代理人を株主にかぎる旨の定款の規定は、商法二二九条三項に違反して無効である旨主張する。しかし、同条項は、議決権を行使する代理人の資格を制限すべき合理的な理由がある場合に、定款の規定により、相当と認められる程度の制限を加えることまでも禁止したものと解されず、右代理人は株主にかぎる旨の所論上告会社の定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によつて攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限といふことができるから、右商法二二九条三項に反することなく、有効であると解するのが相当である。」

最判昭和51年12月24日民集30巻11号1076頁

「被上告会社の定款には、「株主又はその法定代理人は、他の出席株主を代理人としてその議決権を行使することができる。」旨の規定があり、被上告会社の本件株主総会において、株主である新潟県、直江津市、日本通運株式会社とその職員又は従業員に議決権を代理行使させたが、これらの使用人は、地方公共団体又は会社という組織のなかの一員として上司の命令に服する義務を負い、議決権の代理行使に当たって法人である右株主の代表者の意図に反するような行動をすることはできないようになっているというのである。このように、株式会社が定款をもつて株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、原審認定のような事実関係の下においては、右定款の規定に反しないと解するのが相当である。けだし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によつて攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえって、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである。」

問（2）

- ・甲社による本件株式の発行手続を正しく理解しているか。→発行決定につき株主総会決議を不要とする根拠が、公開会社であること、有利発行でないことの2点にあること（加えて、株主割当てでないこと）を正しく見抜けるか。
- ・公開会社における株主総会の一般的権限を定める295条2項を示しつつ、総会の議題を決定する取締役

会決議によって株主総会の法定権限（199条2項、201条1項）を拡張することの許容性、任意に総会決議がなされた場合におけるその効力（権限違反の総会決議は無効と解する説：江頭第7版316頁と、勧告的決議としては有効に成立するとする説：田中第2版158頁。両説は、対立関係にあるか否か。）。

- ・（この観点からの答えは、法学既修者入試として解答が求められるものではないが、問いには、次のような問題も含まれている。）不公正発行が疑われる事案において、募集株式発行につきなされる総会決議が持つ意味（平成19年最決がいうように、株主平等原則の趣旨に反するか、株主の共同の利益が害されることになるか、等の判断が問われる限られた場面でのみ、株主の意思を問うことが許されるのか、同決定よりも広く、株主総会決議をなすことが許容されるべき場面があるか。）、等の問題点を指摘することができるか。

最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁

「株主平等の原則は、個々の株主の利益を保護するため、会社に対し、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱うことを義務付けるものであるが、個々の株主の利益は、一般的には、会社の存立、発展なしには考えられないものであるから、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずるなど、会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを直ちに同原則の趣旨に反するものということとはできない。そして、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるか否かについては、最終的には、会社の利益の帰属主体である株主自身により判断されるべきものであるところ、株主総会の手続が適正を欠くものであったとか、判断の前提とされた事実が実際には存在しなかったり、虚偽であったなど、判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、当該判断が尊重されるべきである。」

問（3）

- ・本件株式発行が不公正発行に該当し得ること（会社支配をめぐる争いがある状況の存在、既存株主の持株比率を低下させる大量の株式発行であること、以上の事実から、現経営陣の支配権維持目的が推認されること）を適切に指摘できるか。
- ・主要目的ルール（支配権維持目的が推認される場合でも、合理的な資金調達目的が認められるなど、正当な目的の存在が併せて認められるときは、支配権維持目的が主要な目的とまでいえないために、不公正発行に該当しない。平成16年東京地決など）を踏まえて、本件株式発行の差止要件を充足するか否かを判定することができるか。
- ・甲社が公開会社であることを踏まえて、本件株式発行が仮に不公正発行に該当し、差止事由であるとしても、そのことのみでは株式発行無効事由にはあらず（平成6年最判）、株主に対する通知・公告義務違反（201条）があり、前述の差止事由もあるために差止の機会を奪うことになるときに限り、無効事由になる（平成9年最判）、とする判例の立場を知っているか。

東京地決平成16年7月30日判時1874号143頁

「商法280条ノ10所定の「著シク不公正ナル方法」による新株発行とは、不当な目的を達成する手段として新株発行が利用される場合をいうと解されるところ、株式会社においてその支配権につき争いがあり、従来の株主の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株が発行され、それが第三者に割り当てられる場合に、その新株発行が特定の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであるときは、不当な目的を達成する手段として新株発行が利用される場合にあたるといふべきである…。」

「本件新株発行の検討に先立ち、債務者代表者らが自らの支配権維持の意図を有していたこと、本件業務提携に係る事業計画がこのような意図に起因したものであることは否定できないものの、本件業務提携に係る事業が約1280億円の規模で実行されつつあり、本件新株発行によりそのうち約1030億円が調達され、当該事業のために現実に投資される予定であること、事業計画には一応の合理性が認められ、債務者には相当額の営業利益増が見込

まれていることを考慮すると、少なくとも本件新株発行の決議時点において、本件新株発行が債務者の現経営陣の支配権維持を主要な目的とするものであったこと、すなわち、本件新株発行がそのような不当な目的を達成する手段として利用されたものであると一応認めることはできない。」

最判平成6年7月14日判時1512号178頁

「新株発行は、株式会社の組織に関するものであるとはいえ、会社の業務執行に準じて取り扱われるものであるから、右会社を代表する権限のある取締役が新株を発行した以上、たとい、新株発行に関する有効な取締役会の決議がなくても、右新株の発行が有効であることは、当裁判所の判例（最高裁昭和三二年（オ）第七九号同三六年三月三十一日第二小法廷判決・民集一五卷三号六四五頁）の示すところである。この理は、新株が著しく不正な方法により発行された場合であっても、異なるところがないものというべきである。」

最判平成9年1月28日民集51卷1号71頁

「新株発行に関する事項の公示（同法二八〇条ノ三ノ二に定める公告又は通知）は、株主が新株発行差止請求権（同法二八〇条ノ一〇）を行使する機会を保障することを目的として会社に義務付けられたものであるから（最高裁平成元年（オ）第六六六号同五年一月一六日第一小法廷判決・民集四七卷一〇号五四二三頁参照）、新株発行に関する事項の公示を欠くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となると解するのが相当であり、右（三）及び（四）の点に照らせば、本件において新株発行差止請求の事由がないとはいえないから、結局、本件の新株発行には、右（一）の点で無効原因があるといわなければならない。」